

# 国民年金のおはなし

## 国民年金保険料の免除制度

前年の所得が低い人や退職により収入が減少した世帯の人で、保険料の納付が困難な人は、早めに免除申請・若年者納付猶予申請についてご相談ください。

申請免除には「全額免除」と「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」があります。また、20歳代の人を対象とした「若年者納付猶予」制度もあります。

免除と猶予の期間は、毎年7月から翌年の6月までです。

申請は市役所で受け付けますが、その後、社会保険事務所で審査され、結果は郵送で直接本人に通知されます。



免除を希望される人は、毎年申請が必要ですのでお気をつけください。

問合せ…倉敷西社会保険事務所

☎ 086-523-6393

# かさおか あんぜん あんしん通信

## 多重債務問題について

サラ金・消費者金融から借金をし、返済に困って別の金融機関からまた借りることによって起こる多重債務問題。

サラ金・消費者金融は一般的に金利が20%以上と高いのが特徴です。返済が行き詰まるようになると、雪だるま式に借金が増えてしまします。ために返すために自己破産に陥る可能性も高くなります。



必要な借金もありますが、返済方法、金利、今後の収入予測、将来の生活設計などをよく考えて行わなければなりません。

問合せ…協働のまちづくり課

☎ 69-2123

## 市民会館休館のお知らせ

市民会館のホール棟の改修工事については、広報かさおか3月号でお知らせしているところですが、管理棟の耐震補強工事も来年1月から3月まで実施します。

このため工事期間中は施設を休館とさせていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

### ○管理棟

施設…会議室、研修室、市民ギャラリーなど

問合せ…生涯学習課

☎ ⑥9-2153

## 児童手当の制度が拡充されました

平成18年度から、次の二点

児童手当を受けている人に對して、6月1日現在における児童の養育状況などを確認するための現況届の用紙を5月末頃送付しています。まだ提出されていない人は、至急提出してください。

※提出がないと6月分以降の手当が受けられません。

※現況届の提出だけでは、増額となりません。

※この法改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、支給要件を満たしていれば、

農地の転用には許可等が必要ですが、農業振興地域の農場内に、先に農用地区域から除外（または用途変更）しなければなりません。

この認定試験は、病気などやむを得ない事由により、中学校の卒業資格を有しない人に対し、国が行う試験です。合格した人には、高等学校的入学資格が与えられます。

### 受付期間

8月25日(金)～9月12日(火)

試験日：11月6日(月)

試験科目：国語、社会、数学、理科、英語

問合せ…学校教育課

☎ ⑥9-2152

おもちゃ花火は正しく安全に

枯草に燃え移ったり、建物に飛び込んで出火したり、花火が原因の火災は年間に百件近く起きます。花火をするときは必ず水バケツを用意して、大人と一緒に遊びましょう。

「ルールを守って 楽しい花火」